

小松市立宮本三郎美術館カフェ経営者 募集要項

小松市立宮本三郎美術館にあるカフェの経営者を次のとおりに募集します。

1. 募集目的

宮本三郎美術館は、平成 10 年に宮本三郎画伯の遺族から多数の作品が寄贈されたことを契機に建設が進められ、平成 12 年に開館しました。宮本画伯や関連作家の作品による展覧会を開催するほか、画伯の顕彰を目的とした絵画コンクール展の「宮本三郎記念デッサン大賞展」を隔年で開催しています。

この宮本三郎美術館に憩いの場となるカフェ空間を創出し、来館者の利便性向上及び滞在満足度の向上を図ることを目的として、カフェ経営者を募集します。

2. 施設概要

【所在地】石川県小松市小馬出町 5 番地（巻末参考資料の位置図参照）

【開館時間】9:00～17:00

【休館日】月曜日（祝日の場合は翌平日）・祝日の翌日・12月29日～1月3日
展示替え等に伴う臨時休館あり

【年間来館者数】R7年度：2,901人、R6年度：4,647人、R5年度：4,988人

【カフェスペース設置場所】美術館1階 正面入口横（巻末参考資料の平面図参照）

【カフェスペース面積】47.3928㎡

【カフェスペース付属設備器具】下表のとおり

品名	規格	数量
食器棚	スチール製	1式
流し台	ステンレス製	1台
電気調理器	ヒーター2口（IH・RH各1）	1台
電気温水器		1台
製氷機		1台
テーブル	木製 W740×D740×H710mm	5台
イス	木製・背アリ W420×D420×880mm（背含む）	16脚

※電話回線がありますが、電話機器の取付け等は自己負担で行ってください。

3. 経営条件等

（1）カフェスペース（以下、付属設備器具を含む）の使用形態

行政財産使用許可による使用とし、小松市長宛てに「行政財産使用許可申請書」を提出し、その許可を得るものとします。

(2) カフェスペースの使用期間

初年度は、令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日までとします。

(営業開始日は令和 8 年 10 月 1 日以降となります)

更新する場合は、期間満了の 1 か月前までに更新の申請をしてください。

更新後は、原則として 1 年間ごと (4 月 1 日から 3 月 31 日まで) の使用期間となります。

(3) 営業日・営業時間

宮本三郎美術館の開館日・開館時間に準じるものとします。

ただし、休館日の営業、営業時間の短縮などについては協議に応じます。

(4) メニュー

メニューは、利用者のニーズに合った品揃えで、利用しやすい価格設定にできるよう努めてください。なお、強い臭いが出る飲食物の提供は避けてください。

(5) 物販

カフェスペース内での物販は可能です。ただし、販売品目は美術館の品位や景観を損なわない内容としてください。

(6) カフェスペースの使用料及び光熱水費

カフェスペースの使用料及び光熱水費を月ごとに小松市へ納入するものとします。使用料及び光熱水費の金額は以下のとおりとします。

・使用料 (行政財産使用料)

月売上げ金額の 8/100 とします

(※毎月、売上げ金額を宮本三郎美術館に報告してください)

(※売上げ金額には物販の売上げも含め、受託販売による売上げについては手数料収入の金額を含めてください)

・光熱水費 (電気料・上下水道料)

美術館設置のメーターで測ったカフェの電気使用量・水道使用量に基づき算出した金額とします。

(※メーターの計測・金額の算出は宮本三郎美術館で行います)

(※巻末に参考資料として令和 7 年度における各月のカフェの電気使用量・水道使用量の実績の表を添付してあります)

使用料及び光熱水費の納入は、小松市から発行する納入通知書により納入することとします。

小松市が指定する納付期限までに納入することとし、期限までに納入がない場合は延滞金が発生します。

既納の使用料及び光熱水費は還付しません。

(7) 必要経費の負担

使用するカフェスペースに付帯する必要経費は経営者が負担することとしま

す。カフェスペースの清掃やごみ処分は経営者の負担で行ってください。

(8) 物件保全義務

カフェスペースの維持保全に必要な修理費等の経費は、すべて経営者が負担することとします。

(9) カフェスペース使用上の制限

目的用途以外の使用、他者への転貸、担保に供することは禁止します。

形質の変更はしないでください（改修希望の場合は事前に書面をもって承認を受けてください）。

カフェスペースを公用・公共用に供する必要があるときは、それに供するものとします。

(10) 原状回復

カフェスペースの使用期間が満了したとき、使用許可を取り消されたときは、指定する期日までに自己の負担で原状に回復してください。

(11) 損害賠償

カフェスペースの全部または一部を滅失・毀損したときは、その損害を賠償してください。

4. 応募資格

下記の条件をすべて満たす個人又は法人とします。

(1) カフェの経営にあたり、法令等の規定により必要となる許認可等を営業開始日までに取得できること。

(2) 市税等の滞納がないこと。

(3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に該当しない者

(4) 以下に掲げる者に該当していないこと及び今後についても該当しないこと。

① 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所を代表する者をいう。以下同じ。）が反社会的勢力（暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員と密接な関係を有する者又はその他これらに準ずる者をいう。）である者

② 反社会的勢力が経営又は運営に実質的に関与している者

③ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、反社会的勢力を利用している者

④ 役員等が、反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与している者

- ⑤ 役員等が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更正手続開始の申立てがなされていない者，又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。

5. 応募方法

募集期間内に下記の書類を宮本三郎美術館へ持参もしくは郵送で提出ください。

- ・応募申込書（様式 1）
- ・カフェ経営にかかる企画提案等の資料（様式 2）
- ・経営者の履歴書（様式は自由）

6. 募集期間

令和 8 年 7 月 7 日（火）～ 8 月 14 日（金） 9：00～17：00

※毎週月曜日・祝日の翌日は休館日ですのでご注意ください。

7. 選考方法

提出書類と面接にて選考します。

面接日時：令和 8 年 8 月 24 日（月） ※面接時間は個別に通知します。

面接場所：宮本三郎美術館内

8. 結果通知

令和 8 年 8 月 28 日（金）までに電話で連絡します。

9. 問い合わせ・応募書類提出先

〒923-0904 石川県小松市小馬出町 5 番地

小松市立宮本三郎美術館 カフェ経営者募集係

電話 0761-20-3600

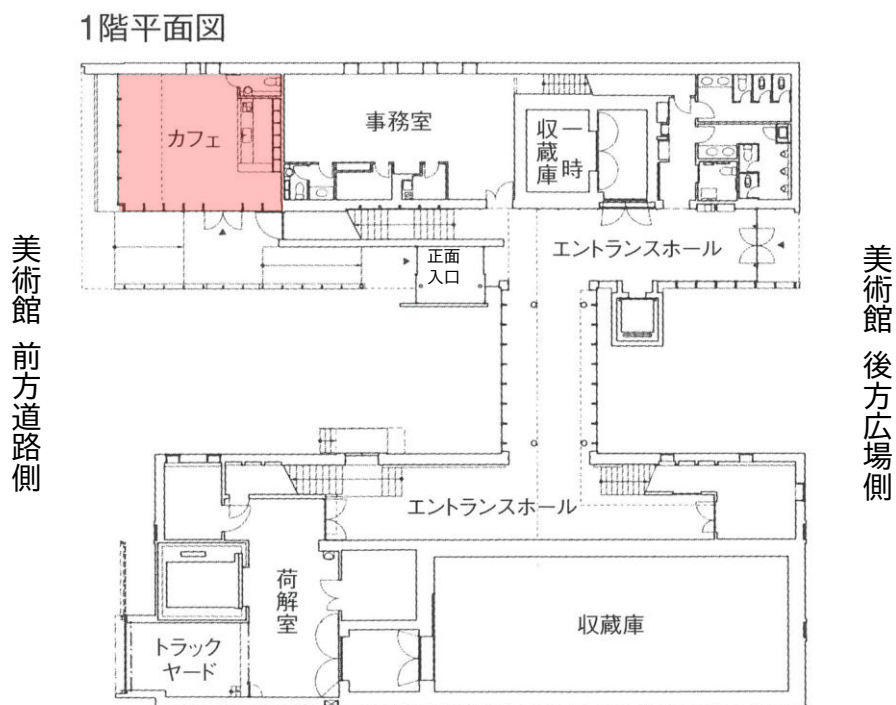
メール msm@city.komatsu.lg.jp

【参考資料】

宮本三郎美術館の位置図（小松市小馬出町5番地）



カフェスペース設置場所（宮本三郎美術館1階平面図）



令和7年度における各月のカフェの電気使用量（kwh）・水道使用量（m³）

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
電気	565	347	480	948	863	556	335	600	1019	1308	1116	987
水道	4	4	3	5	3	4	4	5	4	3	3	4

※ 令和7年度において上記の電気使用量・水道使用量に基づき電気料・上下水道料を算出した場合、月ごとの変動はありますが、電気料は月平均で22,000円程度、上下水道料は月平均で2,000円程度となります。

宮本三郎美術館及びカフェスペースの写真



宮本三郎美術館 外観
(建物左側1階にカフェスペースがある)



宮本三郎美術館 カフェスペース入口



宮本三郎美術館 カフェスペース内部



宮本三郎美術館 カフェスペース内部